

守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業
入札説明書

令和2年9月2日

守山市

【修正版 令和2年10月1日公表】

目次

第1 入札説明書の定義	1
第2 事業の概要	1
1 事業名称	1
2 施設の管理者の名称	1
3 本事業の実施場所	1
4 施設の概要	1
5 発注方式	4
6 工期	5
7 業務範囲	5
8 事業スケジュール(予定)	6
第3 事業者の募集および選定に関する事項	7
1 募集および選定の方法	7
2 募集および選定のスケジュール	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 募集手続等	17
5 落札者の決定	26
6 提示条件	27
第4 その他本事業の実施に関し必要な事項	29
1 情報の公表	29
2 担当部局	29

【別添資料】

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 落札者決定基準
- 別添資料 3 提案様式集
- 別添資料 4 請負契約書(案)
- 別添資料 5 VE提案実施要領

【別紙】

- 別紙 1 位置図
- 別紙 2 付近見取図
- 別紙 3 施工業務区域
- 別紙 4 発注業務区分表
- 別紙 5 事業工程表

第1 入札説明書の定義

この入札説明書は、守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものであり、入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が、入札条件を遵守し入札手続きを行うために定めるものである。

なお、入札説明書とあわせて公表する【別添資料1 要求水準書】、【別添資料2 落札者決定基準】、【別添資料3 提案様式集】、【別添資料4 請負契約書（案）】および【別添資料5 VE提案実施要領】は、本書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

第2 事業の概要

1 事業名称

守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業

2 施設の管理者の名称

守山市長 宮本 和宏

3 本事業の実施場所

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

4 施設の概要

(1) 守山市庁舎の現状と課題

現在の守山市庁舎（以下「本庁舎」という。）は、昭和40（1965）年に守山町（当時）の「守山総合ビル」として本館・付属棟、東棟および大ホールが建設され、その後、昭和48（1973）年に本館の増築として新館が建設された。また、平成9（1997）年には南棟（上下水道事業所）が建設された。このため、本庁舎の中心的施設である本館および新館を含めて、その大部分は耐震基準を満たしておらず、震度6強以上の大地震で倒壊・損壊する危険性があるとされており、大規模地震に備えて、早急に庁舎の耐震安全性を確保する必要がある。

また、災害時の災害対策本部は、本庁舎から約1.7km離れた湖南広域消防局北消防署に併設する防災センターに設置し、本庁舎は災害時の中枢拠点としての機能を果たせない状況となっている。

加えて、平成5年に福祉・保健両部門と医療の連携によるサービスの向上を図るため、本庁舎から約1.1km離れた位置に福祉保健センター（すこやかセンター）を建設したことから、福祉にかかわる窓口・執務機能が本庁舎とすこやかセンターに分散した形となっており、市民にワンストップでサービスを提供できていない状況にある。

本庁舎は、こうした耐震性や機能の分散の課題だけでなく、経年劣化により建物・設備の老朽化が著しく、また、施設の狭あい化等により執務環境の低下はもちろん、子育て世代・高齢者・障害者等の待合スペース・キッズスペースや相談室の不足等による市民サービスの低下や、バリアフリー化の不足など、市民を始めとする多様な来庁者への対応が不十分な状況となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した資料では、今後引き続き人口が増加するものの、2040年には人口減少に転ずるとされており、将来の少子高齢化も見据えた庁舎整備が必要である。

(2) 新庁舎整備の検討経過および方向性

上述の課題を抱えるなか、東日本大震災や熊本地震等における庁舎の被害状況および中枢機能である庁舎被害の発生による復旧・復興の遅れ等の状況を踏まえ、本庁舎の耐震性確保については、市役所内での検討はもちろんのこと、有識者や市民等の外部委員で構成された場での検討を重ねてきた。また、国の市町村役場機能緊急保全事業（耐震化が未実施の庁舎の建替えを支援する財政支援措置）の創設等を踏まえ、平成29年9月には、市議会の総意として、現庁舎敷地での早期整備を求める提言書がとりまとめられた。

当該提言書を受け市では、市民懇談会を通じた市民意見の聴取、建築等の専門家と職員で構成する庁舎整備計画策定アドバイザー会議での検討、さらに、市議会における公共施設調査特別委員会、新庁舎整備検討ワーキングチームおよび全員協議会等での議論等を経て、平成31年3月に現庁舎敷地において新庁舎を建設することとした。また、併せて、新庁舎にすこやかセンターの福祉窓口・執務機能および災害対策本部機能を集約し、「コンパクト」「ワンストップ」「市民に開かれた庁舎」等を基本方針とし、『つなぐ、守の舎（もりのや）』を新庁舎のイメージとする「守山市新庁舎整備基本計画」（以下「基本計画」という。）をとりまとめ公表した。

更に市では、こうした現在の本庁舎の諸課題とその解決に向けた検討内容を踏まえ、基本計画に基づき、令和5（2023）年度における現庁舎敷地での新庁舎の供用（外構等を除く。）を目標として、守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備基本設計（以下「基本設計」という。）を令和2年6月にとりまとめ公表し、本事業の実施に向けて、守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業実施方針（以下「実施方針」という。）を令和2年7月に公表したところである。

(3) 新庁舎の計画概要

新庁舎として整備する庁舎棟、車庫棟1および車庫棟2（以下「新庁舎」という。）に関する基本設計完了時における計画概要は、次に示すとおりである。なお、詳細は、基本設計図書において示すとおり。

図表1 基本設計における新庁舎の計画概要

区 分	新庁舎		
	庁舎棟 ^{※1}	車庫棟1 ^{※2}	車庫棟2
敷地面積	17,457.30 m ² ^{※3}		
主要用途	事務所（市庁舎）	車庫	車庫
建築面積	約 3,790 m ² （庇面積を除く）	約 330 m ²	約 280 m ²
延床面積	約 12,519 m ² （庇面積を除く）	約 580 m ²	約 280 m ²
階数	地上4階+PH1階	地上2階	地上1階
最高高さ	約 18.70 m （PH階不算入）	約 9.05 m	約 5.15 m
構造	鉄骨造（免震構造なし）	鉄骨造	鉄骨造

注) ※1：庁舎棟には、外部庇（街道広場、車椅子用駐車場・駐輪場4、駐輪場3、庇下駐車場）を含む。外部庇の詳細については、基本設計図書参照。

※2：庁舎棟と車庫棟1をつなぐ渡り廊下を含む。庁舎棟と車庫棟1は、建築基準法上1棟扱い。

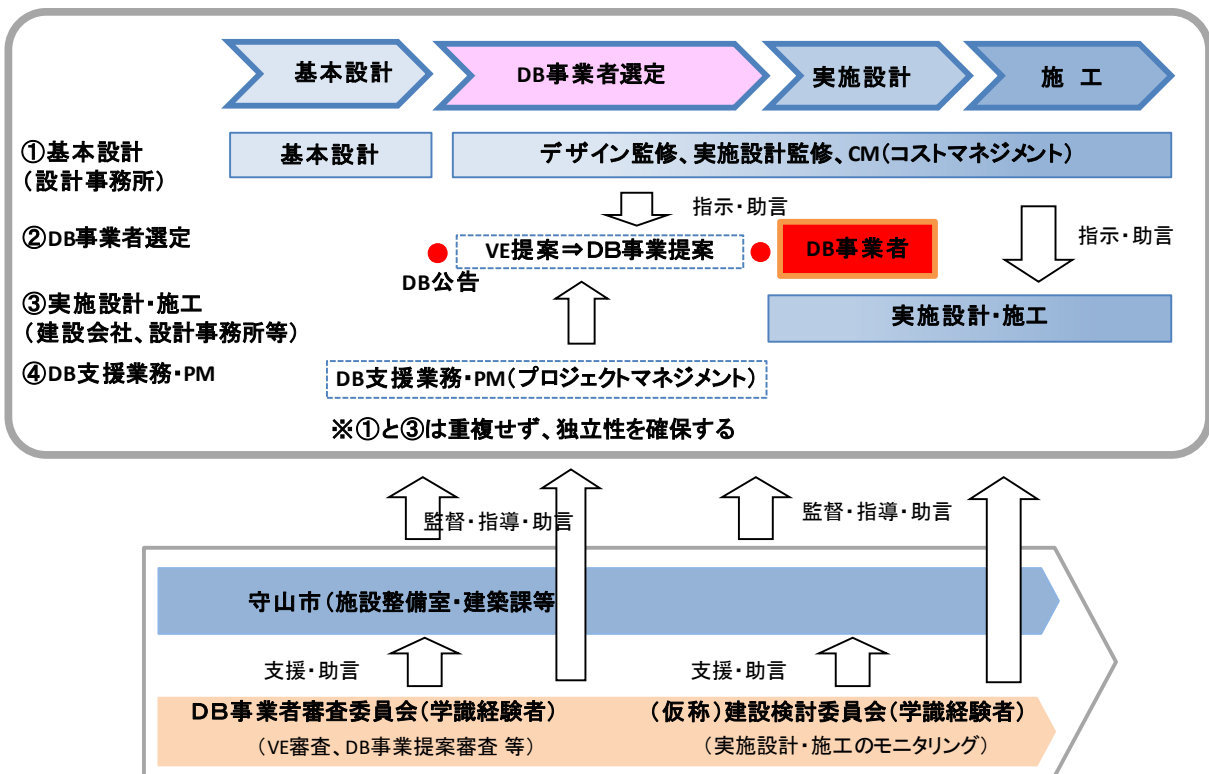
※3：CAD上での計測による。

5 発注方式

本事業では、民間企業の技術的能力の活用や創意工夫、多様な技術提案等により、市庁舎としての品質確保やコスト削減、工期遵守等を図ることを目的に、実施設計と施工を一括して発注する実施設計・施工一括発注方式を採用する。

実施設計・施工一括発注方式による本事業の実施にあたっては、基本設計に対するVE提案（工事費等の縮減、品質・性能の向上等に関する提案）等の審査や、実施設計における基本設計との整合性確保のための技術的検討、建築コストの上昇が続くなかでのコスト管理等が大変重要であると認識している。このため、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定、実施設計、施工の段階においても、基本設計を行った設計事務所が、デザイン監修、実施設計監修、施工監理とともにCM（コストマネジメント）の役割を担うことを予定している。また、本事業では、基本設計段階から事業者の選定まで、プロジェクトマネジャー（以下「PM」という。）が、本事業全体の品質・工期・コスト等の管理について、発注者である市を支援することになっている。

図表2 想定される実施設計・施工一括方式の実施方法および関係者の役割分担案



資料)「守山市新庁舎整備基本計画」(P67)をもとに一部修正

6 工期

本事業の契約期間は、令和3年議会議決日から、令和6年7月19日までとする。

本事業は、次に示すとおり2期に分けて業務を行うこととし、1期業務の完了後に、市は新庁舎を暫定供用する（基本設計図書参照）。

ア 1期業務：令和3年議会議決日から、庁舎棟および車庫棟1等の施工業務のうち、新庁舎の暫定供用に必要な1次建設工事（以下「1次建設工事」という。）が完了する令和5年6月中旬まで

イ 2期業務：市が別途発注する2次解体撤去工事完了後に行う庇設置工事等の庁舎棟および車庫棟1等に関する最終工事（以下「2次建設工事」という。）が完了する令和6年7月19日まで

なお、工期の詳細並びに1次建設工事および2次建設工事等の内容の詳細は、基本設計図書に示すとおり。

7 業務範囲

(1) 調査・実施設計業務

ア 新庁舎の整備に必要となる調査

イ 新庁舎の整備に必要となる、改修工事を除く全工事に関する実施設計（解体撤去工事、盛替え工事、仮設工事および外構工事に関する実施設計を含む。）およびその設計を行うために必要となる一切の業務

(2) 施工業務

① 先行解体撤去工事に関する施工業務

ア 基本設計図書に示す区域内における既存施設の先行解体撤去工事

イ 先行解体撤去工事に必要となる一切のインフラ盛替え・仮設工事および駐車場の仮設工事

② 建設工事に関する施工業務

ア 新庁舎のうち庁舎棟および車庫棟1を施工するために必要な一切の業務

イ 【別紙3 施工業務区域】に示す区域内における、庁舎棟および車庫棟1に付帯して施工することが必要な一切の外構・その他関連工事

(3) その他関連業務

- ア コストマネジメント
- イ 完了検査および瑕疵担保検査
- ウ 維持管理に関するアフターフォロー
- エ 関連事業との連携・調整業務
- オ 資料作成等の支援業務

8 事業スケジュール（予定）

契約締結（議会議決）	令和3年3月中旬頃
実施設計	令和3年3月～令和4年3月
先行解体撤去等の施工	令和3年10月～令和4年1月頃
1次建設工事	令和4年1月～令和5年6月
1次建設工事の完成の市への通知	令和5年5月下旬
1次建設工事目的物の引渡し	令和5年6月中旬
2次建設工事	令和6年2月～令和6年7月
2次建設工事の完成の市への通知	令和6年7月初旬
2次建設工事目的物の引渡し	令和6年7月中旬
コストマネジメント 関連事業との連携・調整 資料作成等の支援	令和3年3月～令和6年7月中旬

完了検査 瑕疵担保検査	令和7年3月頃 1次建設工事目的物 1年後検査：令和6年6月 2年後検査：令和7年6月 3年後検査：令和8年6月 2次建設工事目的物 1年後検査：令和7年6月※ 2年後検査：令和8年6月 3年後検査：令和9年6月
----------------	--

注）※：1次建設工事目的物の2年経過後の瑕疵担保検査と同時に実施（以降の検査は当該年の6月に実施）

第3 事業者の募集および選定に関する事項

1 募集および選定の方法

募集および選定にあたっては、透明性・公平性および競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価および提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により落札者を決定する。

2 募集および選定のスケジュール

募集および選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

	日 程	内 容
令和 2 年	9月2日(水)	入札公告、入札説明書等の公表
	9月3日(木)～11月19日(木)	基本設計図書および参考資料の貸与
	9月8日(火)	個別現地見学の申込受付締切
	9月9日(水)～15日(火)	個別現地見学の受入れ
	9月16日(水)	第1回入札説明書等に関する質問の受付締切
	10月1日(木)頃	第1回入札説明書等に関する回答の公表
	10月12日(月)	第2回入札説明書等に関する質問の受付締切 個別対話の申込受付締切 VE提案事前確認書の提出締切 (個別対話参加者のみ)
	11月4日(水)～6日(金)	個別対話の実施
	11月12日(木)頃	第2回入札説明書等に関する回答の公表
	11月19日(木)	入札参加表明書等の受付締切
	11月26日(木)頃	資格審査結果の通知
	12月1日(火)	VE提案の受付締切
	12月17日(木)頃	VE提案審査結果の送付
令和 3 年	1月12日(火)～19日(火)	入札書の受付(郵便入札)
	1月18日(月)～19日(火)	事業提案書の受付
	2月下旬	プレゼンテーションおよびヒアリング
		入札書の開札
		落札者の決定・公表
	3月上旬	仮契約締結
3月中旬	議会議決(本契約締結)、審査講評の公表	

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成については、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、新庁舎等の実施設計を行う企業（以下「設計企業」という。）並びに先行解体撤去工事および建設工事に関する施工業務を行う企業（以下「建設企業」という。）により構成され、市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力および実績を有する単体企業または複数企業（以下「構成企業」という。）により構成される共同企業体とする。

(イ) 構成企業から直接業務の一部を請け負う者は協力企業とする。

イ 代表企業の選定

(ア) 入札参加者は、建設企業となる単体企業または特定建設工事共同企業体の代表構成員（「第3-3-(2)②イ 建設企業の参加資格要件」で規定する建設JVの建設代表構成員）を入札参加者の代表企業として定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

(イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、【別添資料4 請負契約書（案）】を参照すること。

(ウ) 代表企業は、請負契約締結後速やかに、次に掲げる要件をすべて満たす統括代理人（本事業に関する全業務を統括する者）を契約期間中にわたり選任（非専任でも可）すること。

【統括代理人の満たすべき要件】

- a 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な代表企業との雇用関係がある者
- b 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。
- c 次に示す本事業と同種または類似の事業に関して、管理技術者、現場代理人または監理技術者として携わった実績を有すること。

【同種事業および類似事業の定義】

○同種事業※1

国または地方公共団体が発注した延床面積が 5,000 m²※2 以上の庁舎※3 の新築、増築または改築

○類似事業※1

延床面積 5,000 m²※2 以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築

注) ※1：過去 15 年間（平成 17 年（2005 年）4 月 1 日以降、令和 2 年 8 月 31 日まで）に契約履行が完了したものに限る。

※2：他の用途との複合施設の場合はその部分を含む。また、増築および改築の場合は、当該増築または改築部分の床面積に限る（以下同じ）。

※3：国の庁舎については官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条に定める庁舎とし、地方公共団体の庁舎については同法の規定に準じ、地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物（窓口業務、執務室および議場を主としたもの）とする。

(エ) 統括代理人は、現場代理人、監理技術者および管理技術者を兼務することはできるが、設計業務の管理技術者を兼ねる場合は、建築設計主任技術者を兼ねることはできない。

ウ 複数応募の禁止

構成企業および構成企業と資本面で関連若しくは人事面で関連している者（※）は、他の応募者になることはできないものとする。

（※）「資本面で関連している者」とは、当該民間企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有することまたはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関連している者」とは、当該民間企業の役員（会社法第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役および社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

(2) 入札参加者の参加資格要件

① 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。

- ア 法人でない者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。またはその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ウ 守山市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止中の者
- エ 建設業法第 28 条に規定する指示または営業の停止の措置を受けている者
- オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- カ 市が、令和元年 11 月 6 日に委託契約を締結している「守山市新庁舎整備に係る発注者支援・PM業務」または令和 2 年 5 月 25 日に委託契約を締結している「守山市新庁舎整備に係る DB 事業者選定技術支援業務」に関与した者（基本設計業務の受託者）およびこれらのいずれかと資本面で関連若しくは人事面で関連している者（「第 3-3-(1) ウ 複数応募の禁止」を参照）
- キ 審査委員会（「第 3-5 落札者の決定」で規定）の委員が属する法人またはその法人と資本関係または人的関係のある者
- ク 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる、次に掲げる要件のいずれかに該当し、復権を得ない者または外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (ア) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (イ) 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (ウ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立てまたは同条第 2 項の規定による通告がなされている者
 - (エ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、または旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
 - (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
- ケ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

② 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 設計企業の参加資格要件

設計企業は、参加表明書の受付日において、次に掲げる要件をすべて満たす、単体企業または設計共同企業体（以下「設計JV」という。）であること。なお、同一の事業者が建設企業と設計企業を兼ねることも可とする。

(7) 設計企業が単体の場合

設計企業が単体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 「令和2年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」（以下「資格者名簿」という。）において、「建築関係」に登録されていること。（ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は除く。また、「第3-3-(2)②ウ 資格者名簿に登録していない事業者の入札参加の認定」を参照すること。）
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項または第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 同種事業または類似事業に関する実施設計の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、設計JVとして有する工事实績については、以下の要件をすべて満たす場合は実績を有しているとみなす。
 - (i) 構成員数2者または3者の設計JVの実績であること。
 - (ii) 当該構成員による出資比率が構成員の中で最大であること。
- d 次に掲げる要件をそれぞれ満たす、管理技術者および建築設計主任技術者を各1名配置できること。
 - (a) 管理技術者
 - 設計業務全般（解体設計等を含む。）を統括し、以下の要件をすべて満たすこと。
 - なお、管理技術者は、建築設計主任技術者を兼ねることができる。ただし、統括代理人が設計業務の管理技術者を兼ねる場合は、建築設計主任技術者を兼ねることは

できない。

(i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な設計企業との雇用関係がある者

(ii) 一級建築士であること。

(b) 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野（意匠、解体設計等を含む）を統括し、以下の要件をすべて満たすこと。

(i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な設計企業との雇用関係がある者

(ii) 一級建築士であること。

e 業務着手以降業務期間中において、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者および造園設計主任技術者を各1名配置できること（電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者の兼務のみ可）。上記各主任技術者は、次に示す有資格者とする。なお、設計企業が再委託する協力企業に所属する者を配置することができる。

(a) 構造設計主任技術者

建築士法第10条の2の2の規定による構造設計一級建築士または一級建築士であること。

(b) 電気設備設計主任技術者

建築士法第10条の2の2の規定による設備設計一級建築士、一級建築士または建築士法施行規則第17条の18の規定による建築設備士であること。

(c) 機械設備設計主任技術者

建築士法第10条の2の2の規定による設備設計一級建築士、一級建築士または建築士法施行規則第17条の18の規定による建築設備士であること。

(イ) 設計企業が設計JVの場合

設計企業が設計JVの場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

a 自主的に結成された設計JVであること。

b 設計JVの構成員数は2者または3者であること。

c 設計企業の窓口役となる設計企業の代表者1者（以下「設計代表構成員」という。）を定めること。

d 設計代表構成員は、設計代表構成員以外の設計企業（以下「その他の設計構成員」という。）を上回る最大の出資を行うこと。

e 設計代表構成員は、設計企業が行う業務に関する全債務を負担すること。

f 設計代表構成員は、単体企業の場合の要件のうち、aからdの要件をすべて満たすこととし、その他の設計構成員は、同bの要件を満たすこと。また、同eの要件については、設計JVが総体（協力企業でも可のものは協力企業も含む）として満たすこと。

イ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、参加表明書の受付日において、次に掲げる要件をすべて満たす、単体企業または特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）であること。

(7) 建設企業が単体の場合

建設企業が単体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 資格者名簿の「建築一式工事」に登録していること。（「第3-3-(2)②ウ 資格者名簿に登録していない事業者の入札参加の認定」を参照すること。）
- b 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「建築一式工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c 同種事業または類似事業に関する工事の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、建設JVとして有する工事実績については、以下の要件をすべて満たす場合は実績を有しているとみなす。
 - (i) 構成員数2者または3者の建設JVの実績であること。
 - (ii) 当該構成員による出資比率が構成員の中で最大であること。
- d 建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、建築一式工事に係る総合評定値が1,500点以上であること。
- e 工期中（市が別途発注する2次解体撤去工事中は除く。）において、次に掲げる要件を満たす現場代理人および建設業法第26条に基づく監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。ただし、現場代理人と監理技術者の兼務は可とする。
 - (a) 現場代理人
現場代理人は、当該工事現場に常駐し、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な建設企業との雇用関係がある者
 - (ii) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - (iii) 建築一式工事において現場代理人として着手から完了まで現場に従事した経験を3年以上有すること。
 - (b) 監理技術者
監理技術者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な建設企業との雇用関係がある者
 - (ii) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - (iii) 建築一式工事において現場に従事した経験を10年以上有すること。
 - (iv) 建設業法第27条の18第1項の規定による建築工事業にかかる監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証の交付を受けていること。
- f 建設工事に関する施工業務の着手以降業務期間中において、建築施工、電気設備施工、機械設備施工の各分野について、入札参加表明書の受付日から起算して過去6か

月以上の直接的かつ恒常的な建設企業との雇用関係がある担当技術者を各1名以上配置（担当技術者同士の兼務は可とするが、現場代理人および監理技術者との兼務は不可）できること。

(イ) 建設企業が建設JVの場合

建設企業が建設JVの場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 自主的に結成された建設JVであること。
- b 経営の形態は甲型JV（以下「共同施工方式」という。）であること。ただし、「令和2年度市内本店建設工事格付」において「電気」または「管」に係る格付がA級の企業が建設企業の代表者1者（以下「建設代表構成員」という。）以外のその他の構成員（以下「その他の建設構成員」という。）となる場合は、この限りではない。

※ 共同施工方式の詳細については国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html を参照。

- c JVの構成員数は2者または3者であること。
- d 1構成員の出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。ただし、「令和2年度市内本店建設工事格付」において「電気」または「管」に係る格付がA級の企業がその他の建設構成員となる場合は、当該構成員の出資比率は10%以上であること。
- e 建設企業の窓口役となる建設代表構成員を定めること。
- f 建設代表構成員は、その他の建設構成員を上回る最大の出資を行うこと。
- g 建設JVの全ての構成員は、建設企業が行う業務に関する連帯債務を負うこと。
- h 建設代表構成員は、「第3-3-(2)②イ(7) 建設企業が単体の場合」の要件のうち、aからeの要件をすべて満たすこと。なお、fの要件については、建設JVが総体（協力企業は不可）として満たすこと。
- i その他の建設構成員は、「第3-3-(2)②イ(7) 建設企業が単体の場合」の要件のうち、aおよびbの要件並びに次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(a) 次に掲げる(i)から(iii)までのいずれかの要件を満たすこと。

- (i) 守山市内に本店を有する者は、「令和2年度市内本店建設工事格付」で「建築一式」「電気」「管」のいずれかに係る格付がA級であること。
- (ii) 滋賀県内（守山市内は除く。）に本店を有する者は、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、建築一式工事に係る総合評定値が1,000点以上であること。
- (iii) 滋賀県外に本店を有する者は、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。

(b) 次に掲げる(i)から(iii)までの要件をすべて満たす主任技術者を当該工事現場に配置できること。

- (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的

なその他の建設構成員との雇用関係がある者

(ii) 一級建築士または対象工種に応じた一級施工管理技士の資格を取得後3年以上経過していること。

(iii) 建築一式工事、電気工事または管工事において監理技術者または主任技術者として着手してから完了するまで現場に従事した経験を有すること。

ウ 資格者名簿に登録していない事業者の入札参加の認定

本事業の入札への参加を希望する時点において、資格者名簿に登録されていない事業者は、本事業の入札参加にあたって、市による資格者名簿登録条件の確認審査を受け、登録資格と同等の条件を有することが確認された場合は、参加資格を有すると認めるものとする。なお、市による資格者名簿登録条件の確認審査を希望する者は、参加表明書の提出時に【別添資料3 提案様式集】に掲げるものの他に、次に掲げる書類の提出を行うこと。

【法人の場合】法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）写し
納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書の写し）
・国税：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）
・都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
・市町村民税：法人市町村民税、固定資産税

【個人の場合】身元証明書写し
納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書の写し）
・国税：申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）
・都道府県税：都道府県民税、個人事業税
・市町村民税：市町村民税、固定資産税

エ 統括代理人等の変更

(ア) 原則として、事業提案書において提案した統括代理人、管理技術者、現場代理人、監理技術者および主任技術者（建設JVの場合に配置する。以下同じ。）を変更することはできないものとする。ただし、統括代理人、管理技術者並びに1次建設工事における現場代理人、監理技術者および主任技術者が病気・事故・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有するものを選任し、市の承諾を得ること。

(イ) 第2次建設工事における現場代理人、監理技術者および主任技術者については、前項の理由によらず、それぞれの個別の参加資格要件（第3-3-(2)②イ(ア)eおよび同(イ)i(b)）を満たす場合に限り、変更を認めるものとする。

オ 参加表明書の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。

- (イ) 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(3) 入札参加に関する留意事項

ア 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が責任を負う。

イ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

ウ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1の提案しか行うことができない。

エ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

オ 使用言語および単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 募集手続等

(1) 入札説明書等の閲覧および配布

ア 紙による閲覧

入札説明書等は、次の期間および場所にて閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間：令和2年9月2日（水）から11月19日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 閲覧場所：守山市役所2階閲覧所

イ 電子による閲覧および配布

市のホームページからダウンロードにより取得すること。

(2) 基本設計図書、参考資料等の貸与

市は、本事業に関する基本設計図書、参考資料並びに事業用地および基本設計図書に関するCADデータ（以下「貸与資料」という。）について、希望者に対して該当ファイルを保存したCD-Rの貸与を行う。なお、貸与を希望できる者は、令和2年9月2日時点において「第3-3-(2) 入札参加者の参加資格要件」の要件を満たす民間企業に限る。

なお、貸与資料は入札参加の検討以外の目的で使用しないこと。

○ 申 込 方 法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「基本設計図書、参考資料等貸与申請書（様式 1-1）」のファイルを手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

メールタイトルは「基本設計図書、参考資料等貸与申込（企業名）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○ 申 込 先：守山市総務部施設整備室 施設整備係

電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp

○ 申 込 期 間：令和2年9月2日（水）から11月19日（木）午後5時まで

○ 資料貸与方法：貸与申請を行った企業は、市が別途指定する日時に、上記申込先窓口にて貸与資料（CD-R）の受取を行うこと。

○ 資料貸与期間：市から当該資料（CD-R）の貸与を受けた日から令和2年11月19日（木）までとする。貸与資料は企業が上記申込先窓口まで持参または郵送にて返却を行うこと。

(3) 個別現地見学の受入れ

民間企業の現庁舎敷地に係る理解向上等のため、希望により、個別に現庁舎敷地および庁舎内の一部の現地見学の機会を設ける。

個別現地見学の具体的な日程、方法等は次のとおりである。

なお、現地では、現庁舎敷地等に関する質問は受け付けないものとし、質問は、2回に分けて実施する下記(4)および(7)の質問の機会に行うこと。

ア 見学場所

現庁舎敷地、庁舎内共用部およびバックヤード（機械室）

ただし、盛り替え計画や仮設計画、ローリング等の検討に必要であれば、希望者の申し出により、その他箇所についても、見学を認める場合がある。

イ 見学日時

令和2年9月9日（水）から同月15日（火）の間

ウ 見学方法

市民の来庁や職員の業務等に支障のない範囲内で、目視によること。なお、メジャーなど既存の庁舎施設に影響を与えない機器の利用は可とする。

エ 個別現地見学が可能な者

次の事項を満たす民間企業について、個別現地見学の受入を可能とする。

(ア) 本事業の入札に参加しようとする民間企業

(イ) 令和2年9月2日時点において「第3-3-(2) 入札参加者の参加資格要件」を満たす民間企業

オ 個別現地見学の受入申込方法

個別現地見学の申し込みを次の要領で受け付ける。これ以外による電話等での申し込みは受け付けない。

○ 申込方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「個別現地見学の参加申込書（様式1-2）」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

メールタイトルは「個別現地見学参加申込（企業名）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○ 申込先：守山市総務部施設整備室 施設整備係

電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp

○ 申込期間：令和2年9月2日（水）から同月8日（火）午後5時まで
ただし、見学実施希望日の前々日までの申し込みに限る。

カ その他の条件

(ア) 参加人数は、1社当たり5名までとする。

(イ) 見学実施回数は、1社につき1回までとする。

(ウ) 見学時間は、1社当たり概ね1時間までとする。

(エ) 市民の来庁や職員の業務等に支障のないように留意すること。

(オ) 見学の際には、名札または企業名を記載した腕章を着用すること。

(カ) 希望者ごとの見学時間は、希望を踏まえ市から指定し、別途連絡する。

(4) 第1回入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載された内容に関する第1回目の質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○ 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「入札説明書等に関する質問書（様式1-3）」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出

先に提出すること。

メールタイトルは「第1回入札説明書等に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○ 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係

電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp

○ 提出期間：令和2年9月14日（月）から同月16日（水）午後5時まで

なお、市の判断により、質問の提出を行った民間企業に対してヒアリングを行うこともある。

(5) 第1回入札説明書等に関する質問への回答

第1回入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年10月1日（木）を目途に市のホームページにおいて公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の民間企業名は公表しないものとする。

(6) 個別対話の実施

入札参加希望者を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、VE提案に関する事前確認等を目的として個別対話を実施する。

個別対話でなされた質疑応答内容は、一般的な内容に関する回答のみとし、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについての公表は行わない。回答は入札説明書等に関する回答とあわせて、市のホームページにおいて公表する。

なお、個別対話へ参加した者の民間企業名は公表しないものとする。

ア 個別対話への参加が可能な者

次の事項を全て満たす民間企業について、個別対話の参加を可能とする。

(ア) 入札参加希望者

(イ) 令和2年9月2日時点において「第3-3-(2) 入札参加者の参加資格要件」を満たす民間企業

イ 実施日時の確定

令和2年11月4日（水）から同月6日（金）までの3日間に実施する予定である。

個別対話の実施時間等については、参加申込のあった民間企業すべてに電子メール等により別途連絡する。

ウ その他の条件

(ア) 単体での参加の場合は、代表企業資格を有する民間企業に限る。

(イ) 代表企業資格を有する民間企業を含む複数の民間企業から成るグループでの参加も可とする。

(ウ) 個別対話への参加は、入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。

エ 申込方法

- 申込方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「個別対話参加申込書（様式 1-4）」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記申込先に提出すること。
メールタイトルは「個別対話参加申込（企業名（またはグループ名）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 申込先： 守山市総務部施設整備室 施設整備係
電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp
- 申込期限： 令和2年10月12日（月）午後5時必着のこと

オ VE提案に関する事前確認書の提出

- 個別対話参加を希望する者は、「VE提案に関する事前確認書」を提出すること。
なお、「VE提案に関する事前確認書」に記載されていないVE提案項目を、正式なVE提案審査時に提出する「VE提案書」に追加して提案することを妨げない。
VE提案の詳細については、【別添資料5 VE提案実施要領】を参照すること。
- 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「3. VE提案に関する提出書類」のうち様式3-1から様式3-4までのファイル入手し、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。
任意の封筒の表面に「守山市新庁舎整備事業に係るVE提案に関する事前確認書類在中」と朱書きして持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とすること。
 - 提出先： 守山市総務部施設整備室 施設整備係
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
 - 申込期限： 令和2年10月12日（月） 午後5時必着のこと

カ VE提案に関する事前確認結果の通知

個別対話によるVE提案の採否に関する事前確認結果を、令和2年11月12日（木）を目途に、個別対話の参加者に対し、書面（VE提案に関する事前確認結果通知書）により電子メールおよび郵送にて通知する。

キ 個別対話の結果公表

個別対話でなされた質疑応答内容のうち、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの（VE提案に関する内容等）を除き、第2回入札説明書等に関する質問への回答とあわせて公表する。なお、個別対話への参加を行った者の企業名は公表しないものとする。

(7) 第2回入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載された内容に関する第2回目の質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

- 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「入札説明書等に関する質問書（様式1-3）」のファイルを手取りし、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。

メールタイトルは「第2回入札説明書等に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係

電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp

- 提出期間：令和2年10月8日（木）から同月12日（月）午後5時まで

なお、市の判断により、質問の提出を行った民間企業に対してヒアリングを行うこともある。

(8) 第2回入札説明書等に関する質問への回答

第2回入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年11月12日（木）を目途に市のホームページにおいて公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の民間企業名は公表しないものとする。

(9) 入札参加表明書等の受付および資格審査（一次審査）結果の通知

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書および資格審査（一次審査）に必要な書類を提出すること。

- 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「2. 一次審査（入札参加資格審査）に関する提出書類」のうち、様式2-1から様式2-8までのファイルを手取りし、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、入札参加希望者が資格者名簿に登録していない企業である場合には、「第3-3-(2)②ウ」に掲げる書類を併せて提出すること。

任意の封筒の表面に「守山市新庁舎整備に係るDB事業に係る一次審査書類在中」と朱書きして持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とすること。

- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

- 提出期間：令和2年11月17日（火）から同月19日（木）まで

持参の場合は、期間中の午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く。）

なお、郵送する場合は、令和2年11月19日（木）午後5時

必着のこと

資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に、書面（入札参加資格確認書）により令和2年11月26日（木）頃に通知する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

- 提出方法：書面により説明要求書（任意様式）を下記提出先に提出すること。

任意の封筒の表面に「守山市新庁舎整備に係るDB事業に係る説明要求書在中」と朱書きして持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とすること。

- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
- 提出期間：令和2年11月26日（木）から12月3日（木）まで
持参の場合は、期間中の土/日/祝日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く。）
なお、郵送する場合は、令和2年12月3日（木）午後5時必着のこと

(10)入札の辞退

入札参加資格確認書を送付された入札参加者は、開札までの間に入札参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加を辞退しなければならない。

入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札辞退書を次のとおり提出すること。

- 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「入札辞退書（様式2-9）」のファイルを入手し、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。

任意の封筒の表面に「守山市新庁舎整備に係るDB事業に関する入札辞退書在中」と朱書きして持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とすること。

- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
- 提出期間：令和2年11月26日（木）から令和3年1月18日（月）まで
持参の場合は、期間中の土/日/祝日/年末年始（12月29日（火）から1月3日（日））を除く、午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く。）
なお、郵送する場合は、令和3年1月18日（月）午後5時必着のこと

(11) VE提案の受付およびVE提案審査結果の通知

資格審査に通過した事業者（以下「資格審査通過者」という。）がVE提案を行う場合は、VE提案に関する提出書類を提出すること。

なお、VE提案の詳細については、【別添資料5 VE提案実施要領】を参照すること。

- 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】の「3. VE提案に関する提出書類」のうち様式3-6から様式3-10までのファイルを入手し、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。

任意の封筒の表面に「守山市新庁舎整備に係るDB事業に関するVE提案書類在中」と朱書きして持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とすること。

- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
- 提出期間：令和2年11月30日（月）から12月1日（火）まで
持参の場合は、午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く。）
なお、郵送する場合は、令和2年12月1日（火）午後5時必着のこと

VE提案審査の結果は、VE提案を提出した資格審査通過者に、書面（VE提案審査結果通知書）により令和2年12月17日（木）頃を目途に、電子メールおよび郵送により通知する。

(12) 事業提案書の受付（二次審査）

事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した事業提案書の提出を求める。

VE提案を行った入札参加者が、VE提案審査の結果採用されたVE提案の一部を辞退する場合、【別添資料3 提案様式集】の「VE提案辞退書（様式3-12）」を入手し、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。

- 提出方法：市のホームページより、【別添資料3 提案様式集】に従って「4. 二次審査（提案）に関する提出書類」および「設計図書に関する提出書類」を作成し、下記提出先に提出すること。
任意の封筒の表面に「守山市新庁舎整備に係るDB事業に関する二次審査（事業提案書類）在中」と朱書きして持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とすること。

- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
- 提出期間：令和3年1月18日（月）から同月19日（火）まで

持参の場合は、午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く。）

なお、郵送する場合は、令和3年1月19日（火）午後5時必着のこと

(13) 応募の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類等は返却しないものとする。

- (ア) 入札参加資格がない者による応募
- (イ) 入札参加資格確認申請書兼誓約書その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (ウ) 提案書類の記載事項が不明なものまたは提案書類に記名もしくは押印のないもの
- (エ) 提案書類が不足しているもの
- (オ) 応募者またはその代理人が同一事項の総合評価一般競争入札に対し2以上の意思表示をしたもの
- (カ) 他人の代理人を兼ねまたは2人以上の代理をしたものに係る応募
- (キ) 指定の様式以外で応募をしたもの
- (ク) 談合その他応募に当たり不正な行為があったもの
- (ケ) 入札説明書等に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに到達しなかった場合も含む）
- (コ) その他応募に関する条件に違反したとき

(14) プレゼンテーションおよびヒアリング

二次審査においては、各応募者によるプレゼンテーションおよび各応募者に対するヒアリングを2月下旬に非公開にて実施することを予定している。

日時や場所等の詳細については、別途応募者に通知する。

(15) 入札および開札

事業提案書に基づいた入札書の提出を求める。

- 入札方法：郵便入札により行う。

【別添資料3 提案様式集】に従って、「6. 二次審査（入札）に関する提出書類」を作成し、郵便入札封筒記載例により郵送（一般書留、簡易書留または特定記録郵便）すること。

- 予定価格：設ける。（「第3-6-(1) 予定価格」参照）

- 入札価格：入札価格は、【別添資料3 提案様式集】の「入札書（様式6-1）」に記載すること。

なお、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（消費税および地方消費税）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

- 郵送開始日： 令和3年1月12日(火)
- 到達期日： 令和3年1月19日(火)
期日後の到達については、無効となることに留意すること。
- 郵送先： 〒524-8799 近江守山郵便局留 守山市総務部契約検査課
- 開札： 開札は、令和3年2月下旬に行う。
開札場所と時間については、別途各応募者に個別に通知する。
なお、希望者は開札に立ち会うことができる。

(16)入札参加に関する留意事項

ア 一般的注意

- (ア) 予定価格を超える金額を入札書に記載しないこと。
- (イ) 入札参加者は、守山市財務規則、入札説明書等および現場を熟知のうえ入札しなければならない。
- (ウ) 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札しなければならない。
- (エ) 提出した事業提案書および入札書は、書換え、引換えまたは撤回することはできない。
- (オ) 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- (カ) 市は不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、または入札期日を延期することができる。
- (キ) 開札に立ち会うことができる者は、入札参加者1者について1名限りとし、開札場所に立ち入ることができる者も原則として同様とする。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 【別添資料3 提案様式集】の「入札書(様式6-1)」、「入札内訳書(様式6-2)」および「VE提案による増減費(様式6-3)」が同封されていない場合の入札
- (イ) 入札書と入札内訳書の金額が同一でない入札
- (ウ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (エ) 入札参加資格のない者または入札参加資格確認書を受領しなかった者のした入札
- (オ) 入札書に押印する印鑑が、入札参加資格申請時に提出している印鑑と異なる印鑑でなされた入札
- (カ) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (キ) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が不明確もしくは誤りのある入札
- (ク) 入札書に入札書等到達期日の翌日以降の日付が記載された入札
- (ケ) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

- (ロ) 資本的関係または人的関係にある複数の者の行った入札
- (ハ) その他入札に関する条件に違反した入札

ウ 入札者の失格に関する事項

開札において、入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を落札者の選定対象とする。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札は無効として当該入札参加者は失格となり、後日正式に文書により通知する。

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

市は、一次審査（資格審査）、VE提案審査および二次審査を行い、落札者を決定する。詳細については【別添資料2 落札者決定基準】に示すとおりである。

(2) 審査委員会の設置

市は、VE提案審査および二次審査における提案内容の審査に関して、公正性および透明性を確保するとともに、各分野の専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「守山市新庁舎整備に係るDB事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置している。なお、審査委員は以下のとおりである。

守山市新庁舎整備に係るDB事業者審査委員会委員（五十音順。敬称略。）

委員名	所属・役職等
及川 清昭	守山市新庁舎整備に係るプロポーザル審査委員会委員長 立命館大学理工学部 特命教授
平尾 和洋	守山市庁舎整備計画策定アドバイザー会議座長 立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 教授
満田 衛資	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系 教授 日本建築構造技術者協会 J S C A 賞審査委員
持田 泰秀	立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 教授 近江八幡市庁舎整備工事総合評価技術審査会委員

入札公告後落札者の決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、または持とうとした入札参加者は失格とする場合がある。

(3) 審査の内容

ア 審査の方法

審査委員会において、【別添資料2 落札者決定基準】に基づき、入札価格および提案内容を総合的に審査する。

審査委員会は原則として非公開とし、審査の具体的な内容については、【別添資料2 落

札者決定基準】を参照すること。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

イ 落札者の決定

市は、審査委員会による審査結果の報告を踏まえ、落札者を決定する。

ウ 審査結果等の公表

市は、落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「落札者」等を市のホームページにおいて公表する。

(ア) 落札者の公表

市が落札者を決定した際は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、市のホームページを通じて結果を公表する。

(イ) 審査講評の公表

市は、落札者の決定の後、審査の経緯および審査結果を記載した審査講評を市のホームページにおいて公表する。

エ 事務局

審査委員会の事務局は、守山市総務部施設整備室とする。

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- ・株式会社隈研吾建築都市設計事務所
- ・株式会社安井建築設計事務所

6 提示条件

(1) 予定価格

金 5, 877, 500, 000円（消費税および地方消費税抜き）

最低制限価格は設けない。また低入札価格調査も実施しない。

(2) 市の支払いに関する事項

事業者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を事業者に対し、【別添資料4 請負契約書（案）】に定めるところにより、支払うこととする。

(3) 入札保証金および契約保証金等

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 契約保証金等

落札者は、請負契約締結と同時に、【別添資料4 請負契約書（案）】に示す契約の保証を付さなければならない。

(4) 保険

落札者は、【別添資料1 要求水準書】に示す工事保険等に参加するものとする。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により保険に参加することができる。

落札者は上記の保険契約を締結した時は、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。また、落札者は、市の承諾なく保険契約および保険金額の変更または解約をすることができない。

(5) 事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位および権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定および担保提供を行うことができないものとする。

(6) 請負契約の締結等

ア 予想されるリスクと責任分担

市と落札者の基本的なリスク分担の考え方は、【別添資料4 請負契約書（案）】を参照すること。

イ 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

【別添資料4 請負契約書（案）】の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとする。

ウ 請負契約の締結

市は、落札者と【別添資料4 請負契約書（案）】に基づき請負契約に関する協議を行い、令和3年3月上旬に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和3年3月中旬を予定している。

エ 違約金の支払い

落札者の責めに帰すべき事由により、請負契約の締結に至らなかった場合、既に市および落札者が本事業の準備に関して支出した費用はすべて落札者の負担とするほか、落札者は、違約金として、落札金額の100分の5に該当する額を市に支払わなければならない。

オ 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

第4 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

守山市ホームページ：<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

2 担当部局

本事業の事務局は下記のとおりである。

守山市総務部施設整備室（守山市役所庁舎本館2階）

住所 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号 077-584-5926

ファックス番号 077-582-0539

メールアドレス shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp